

エコファーマーの皆様へ
エコファーマー認定をご検討中の皆様へ

◇令和4年7月1日に

エコファーマー認定制度が 廃止されます

本県では持続農業法「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づきエコファーマーの認定を行ってきましたが、令和4年7月1日に新法が施行されることをもって持続農業法が廃止される見込みとなりました。

※令和4年7月1日以降も

エコファーマーを継続（最大5年間）したい方へ

令和4年7月1日以降もエコファーマーと記載された出荷箱・名刺などの使用（最大5年間）を希望される方におかれましては、新法施行日前の令和4年6月末日までに下記のお問い合わせ先までご相談下さい。

【お問い合わせ】

山梨県峡東農務事務所（東山梨合同庁舎3階）

〒404-8601 山梨県甲州市塩山上塩後1239番地1

電話番号：0553-20-2830